

法人税 マスター講座



売上原価と仕入原価

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

- 掲載(予定)テーマ
 ①法人税の成り立ち
 ②税金のベースとなる「所得」
 ③売上原価と仕入原価
 ④法人税率の見た目と実際
 ⑤収益と益金
 ⑥費用と損金

法人税は法人の所得にかかる税金です。法人の所得は「益金」-「損金」で計算しますが、実務上は決算書の利益をベースに、申告書で会計上の「収益・費用」と「益金・損金」との差額を調整計算して算出します。今回は費用のなかでも、金額が大きく税務調査で重点的に調べられる「売上原価」について考えます。

商品や製品を販売した利益（粗利）または売上原価で計算します。「売上+売上原価」といいます。原価とは「モノを買つたり造つたりするのにかかった金額」のことです。小売店が卸問屋から商品を購入する際にかかる金額等を「仕入原価」を、「仕入原価（仕入高ともいいます）」、メーカーが製品を加工する際にかかる金額等を「製造原価」と呼んだりします。

を算出して期末棚卸高を評価する方法です。

15. 最終仕入原価法

事業年度の最後に購入した単価で期末棚卸高を評価する方法です。法人税法の法定評価方法（評価方法を選定しない場合等に強制的に適用）となっています。

なお、この方法は会計基準では認められていません。

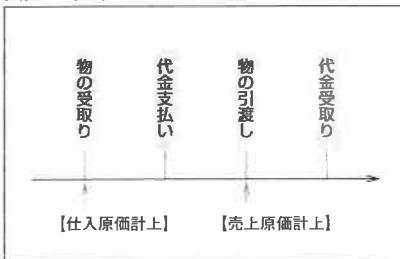
16. 売価還元法

期末棚卸高の販売価額（売価）に原価率を乗じて期末棚卸高を評価する方法です。百貨店やスーパーなど、小売店のはか、京セラなどスリカーでも採用されています。棚卸資産の評価方法を選定する場合には、評価方法を変更する場合には、設立（または新たな事業を始めた）年度の確定申告書の提出期限までに、評価方法を変更する場合には、変更しようとする事業年度開始の日の前日までに、税務署に手続きする必要があります。

売上原価と 法人税の節税の関係

法人税法でも、「売上原価、完成工事原価、その他これらに準ずる原価」は損金とされおり、基本的には会計と同じ考え方になっています。

図表 費用収益対応の原則（個別対応）



これらのうち「売上」に対応する原価が売上原価です。

ここで「売上原価」と「仕入原価」の違いについて、具体的な事例で考えてみましょう。

果物屋さんが農家から1個100円のリンゴを2個買って、そのうち1個が150円で売れたとします。仕入原価は商品の購入にかかる金額なので「@100円×2個＝200円」となります。一方、売上原価は売上に対応する（売れた個数分）原価なので「@100円×1個＝100円」となります。果物屋さんの粗利は「売上150円-仕入原価100円＝粗利50円」と計算します。

「売上150円-仕入原価200円＝損失△50円」とはならないので注意してください。

なお、仕入原価200円と売上

たとえば法人税の節税を検討する際、次のような取引は税金を安くするための効果が本当にあるのかを考えてみましょう。

(1) 決算日までにたくさんの商品を購入する

商品の仕入原価のうち売上原価となるのは、売上に対応する金額のみとなります。

決算際にたくさん商品を購入しても、決算日までに先らずに在庫に置いたままだと、売上原価とはならないので法人税の節税になりません。

【X】 会計に詳しくない経営者のなかには誤解している方も多いので、経理担当者はきちんと説明してあ

ります。

ちなみに、この取引は消費税の節税にもなりません。

(2) 決算日までに購入代金を支払う

仕入原価が売上原価となるかどうかで判断します。代金を支払っているかどうかは関係ありません。

【X】 買入代金が未払いでも商品を販売していれば売上原価となりますが、購入代金が支払済みでも商品が在庫で残っていれば売上原価とはならず、法人税の節税にもなりません。

(3) 在庫を一掃する

決算日までに商品を販売していない場合に、この取引は消費税の節税にもなりません。

(4) 値引販売をして決算日までに

たとえば在庫の評価損を計上するとも認められています。

(5) 決算処理で在庫の評価損を計上する

法人税法では、一定の要件を満たせば在庫の評価損を計上することができます。

たとえば「冬物コートの売れ残り」や「バージョンが古いパソコン」「割れた煎餅」「変色した家具」などで、原価以下でないと売却する商品は、在庫の金額と時価との差額を評価損として決算処理することで、損金計上が認められます。

ただし、単なる物価変動によるものや過剰生産による価格下落があつたときは、評価損としては認められません。